

神戸山手大学学則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目的)

第1条 神戸山手大学（以下「本学」という。）は、教育基本法・学校教育法・私立学校法に準拠し、建学の精神に基づき、全人的な基礎教養と専門の学芸を教授し、次の時代・社会を担うにふさわしい、知的で情操豊かな人材の育成と明日の学問的発展に寄与するための学術研究を目的とする。併せて、地域の特色と要望を的確に把握し、これに積極的に応ずることを使命とする。

2 前項に規定する目的に基づく本学学部・学科の教育目標については、別に定める。

(点検・評価)

第2条 本学は、教育及び学術研究の質的向上を図り、前条の目的を達成するため、教育・研究活動等の状況について、学校教育法第109条に定めるところにより、不断の点検と評価を行い、その結果を公表する。

第2節 組 織

(学部)

第3条 本学に次の学部・学科を置く。

現代社会学部 総合社会学科 観光学科 都市交流学科

2 前項の学部置く学科の入学定員は次の通りとする。

学 部	現 代 社 会 学 部		
学 科	総合社会学科	観光学科	都市交流学科
入学定員	80名	120名	—
編入学定員 (3年次)	10名	—	—
収容定員	340名	480名	—

(図書館)

第5条 本学に、図書館を置く。

2 前項の図書館に関する規程は、別に定める。

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

2 前項の組織に関する規程は、別に定める。

(保健室)

第7条 本学に保健室を設置し、学生及び教職員の保健管理に資する。

第3節 職員組織

(職員組織)

第8条 本学に、学長、副学長、学部長、図書館長、教授、准教授、講師、助教並びに事務局長、課長及びその他必要な職員を置く。

- 2 学長は校務をつかさどる。
- 3 副学長、学部長及び図書館長はいずれも別に定める規程により学長が推薦し、理事会の承認に基づき、理事長が任命する。
- 4 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

第4節 評議会及び教授会

(評議会)

第9条 本学の教育、研究及び財政等に関する事項についての運営を円滑にするため評議会を開く。

- 2 評議会に関する必要な規程は、別に定める。

(教授会の任務)

第10条 本学部に、学部の重要事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長並びに専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 教授会に関する必要な規程は、別に定める。

第5節 学年・学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長は、学期の授業日数の多寡を勘案して、前期の終期及び後期の始期の日を変更することができる。

第13条 休業日は、次の通りとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に定める日
 - (3) 本学園の創立記念日 5月9日
 - (4) 春期休業日 学位記授与式の翌日から3月31日まで
 - (5) 夏期休業日 8月1日から9月14日まで
 - (6) 冬期休業日 12月24日から翌年の1月7日まで
- 2 必要が生じた場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるものの他、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第15条 学生は8年を超えて在学することはできない。また、2年次編入学生は6年を、3年次編入学生は4年を超えて在学することはできない。

第2節 入学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、再入学・転入学については、学期の初めとすることができる。

(入学資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験細則（旧大学入学資格検定規程）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者
- (6) その他、学校教育法施行規則第150条に定める高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学の出願)

第 18 条 本学の入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 19 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

2 前項の選考の最終的合否の判定は、教授会の議を経るものとする。

(入学手続き及び入学許可)

第 20 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出すると共に、所定の入学金、学費等を納入しなければならない。

2 前項の期日・書類及び学費等については、別に定める。

3 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第 21 条 学則第 3 条に基づき、本学現代社会学部総合社会学科 3 年次への編入学を志願する者があるときは、選考の上、3 年次への入学を許可する。また、現代社会学部総合社会学科 3 年次以外の学科、年次への編入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次への入学を許可することがある。

2 編入学の資格及び選考の方法等については、別に定める。

3 編入学を許可された者の、既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、別に定める。

(転入学・再入学)

第 22 条 転入学・再入学を志願する者のあるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の取扱いについては、教授会の議を経て学長が決定する。

(転学科)

第 22 条の 2 学生が本学の他の学科への転学科を志願するときは、選考の上、教授会の議を経て、学長は相当年次への転学科を許可することがある。

2 転学科に関して必要な事項は、別に定める。

第 3 節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第 23 条 授業科目を分けて、基礎科目及び専門科目とし、さらに必修科目と選択科目に分ける。

2 前項の授業科目とその系列並びに必修科目・選択科目の別、さらにそれぞれの単位数は、別表 I から別表 V の通りとする。

(単位計算方法)

第 24 条 授業科目の単位計算方法は 1 単位の授業科目を 4 5 時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準による。

(1) 講義及び演習は、1 5 時間から 3 0 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業制作、卒業設計等の授業については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認める場合には、これらに必要な学修を考慮して、4単位を上限としてこれを定める。

(履修の年限)

第25条 全課程を4ヶ年に分けて履修する。

2 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含めて35週にわたるものとする。

(各授業科目の授業期間)

第26条 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(単位の授与と卒業要件)

第27条 授業科目を履修し、その試験又はその他の評価に合格した者には、所定の単位を与える。

第28条 学生は4ヶ年以上在学し、卒業に必要な124単位以上を修得しなければならない。

2 2年次編入学生は3ヶ年以上、3年次編入学生は2ヶ年以上の在学とする。

(他大学等における授業科目履修等)

第29条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項によって履修した授業科目について修得した単位について学長は、教授会の議を経て、60単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第29条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、学長は卒業要件単位として認めることがある。

2 前項により認めることのできる単位数は前条第1項及び第2項により本学において認められる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第30条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を、教授会の議を経て、学長は本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、学長は単位を認めることがある。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第29条及び前

条第1項に規定する学修を本学における学修とみなし、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(学修の評価)

第31条 授業科目の試験又はその他の評価は、秀・優・良・可・不可の5種の評語を以って表し、秀・優・良・可を合格とする。

第32条 この節に定めるものの他、教育課程及び履修方法等については、別に定めるところによる。

第4節 休学・転学・留学及び退学

(休学)

第33条 疾病その他の理由により2ヶ月以上就学する事ができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病により休学を申し出る者は、所定の書式に医師の診断書を添えて提出するものとする。

3 第1項の他、特別の必要があると認められる者には、教授会の議を経て、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、さらに1年を限度として期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第15条の在学期間に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第35条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第36条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第15条に定める在学期間に含めることができる。

3 留学によって修得した単位については、第29条第2項に定める単位数を限度として第28条に規定の単位数に含めることができる。

(退学)

第37条 退学しようとする者は、所定の書式に事由を記し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第15条に定める在学年限を超えた者

(2) 授業料等の滞納が3ヶ月に及び、督促してもなお納付しない者

- (3) 第 34 条第 1 項及び第 2 項に定める休学期間を超えて、なお就学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第 5 節 卒業及び学士号

(卒業)

第 39 条 第 28 条による卒業要件を充たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(卒業の延期)

第 39 条の 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、卒業要件を充たした者のうち、就職活動等の合理的な理由により引き続き本学に在学することを希望する者については、第 12 条に規定する学期を単位として、卒業の延期を許可することがある。

- 2 卒業の延期に関して必要な事項については、別に定める。

(学位)

第 40 条 卒業した者には、次の学位を授与する。

- 総合社会学科 学士(学術)
- 観光学科 学士(観光学)

第 7 節 賞 罰

(表彰)

第 41 条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 42 条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓戒とする。
- 3 前項の退学は、次のいずれかの号に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みが無い者
 - (2) 正当な理由が無くて出席常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 第 2 項の停学の期間は、教授会の議を経て学長が決める。

第 8 節 科目等履修生及び外国人学生

(科目等履修生)

第 43 条 本学の授業科目の履修を希望する社会人等のある時は、本学の教育・研究等に支障のない限りにおいて、書類選考の上、学長は科目等履修生として履修を許可すること

がある。

2 科目等履修生には、第 27 条及び第 30 条の規定を準用して学長は単位を与えることがある。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人学生)

第 44 条 外国人で、大学で教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は外国人学生として入学を許可することができる。

2 外国人学生に関して必要な事項は、教授会の議を経て、学長が決定する。

第 9 節 公開講座

(公開講座)

第 45 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第 3 章 納付金・奨学金

第 1 節 入学検定料、入学金、学費

(入学検定料及び学費)

第 46 条 検定料、入学金、学費については別表 VI 及び VII の通りとする。

2 前項別表の金額については、年度によって変更する場合がある。

3 学則第 39 条により卒業を認定されなかった者の学費は、別に定める。

4 学則第 22 条により、再入学を許可された者の入学金は再入学年度の 2 分の 1 とし、学費は再入学年度と同額とする。

(納付期間)

第 47 条 前条の学費及び諸費は、次の 2 期に分けて納付するものとする。

区 分	納 期
前期 (4 月から 9 月まで)	4 月中
後期 (10 月から翌年 3 月まで)	9 月中

第 2 節 休学・復学・停学者の学費

(休学者の学費)

第 48 条 休学を許可された者は、その者の入学年度の学費の内、その算定基礎額 (授業料及び教育充実費の合計額) の 20% に相当する額を、学費として納付するものとする。

(復学者の学費)

第 49 条 学則第 33 条による休学者が、復学したときの学費は、その者の入学年度の額と同額とする。

(停学者の学費)

第 50 条 停学中の者は、学費の全額を納付するものとする。

第 3 節 奨学金

(奨学金)

第 51 条 経済的事由により就学困難な学生に対して、必要と認めた場合は、本学独自の奨学金を貸与又は給与することがある。

2 前項に関する規程は、別に定める。

附 則

1. この学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2. この学則の改廃は、教授会に諮り、理事会の議を経るものとする。

学 部	人文学部
学 科	環境文化学科
入学定員	1 4 5 名
編入学定員 (3 年次)	1 0 名
収容定員	6 0 0 名

附 則 (平成 13 年 2 月 15 日)

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 11 月 29 日)

この学則は、平成 14 年 11 月 29 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 2 月 28 日)

1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則は、平成 15 年度入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則 (平成 16 年 3 月 26 日)

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則は、平成 16 年度入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則（平成 16 年 6 月 17 日）

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 17 年度入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則（平成 18 年 2 月 9 日）

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 18 年度入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則（平成 18 年 3 月 9 日）

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 18 年度入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

学 部	人 文 学 部	
学 科	環境文化学科	都市交流学科
入学定員	95名	95名
編入学定員 (3年次)	10名	10名
収容定員	400名	400名

附 則（平成 18 年 4 月 27 日）

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 18 年度入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 20 年度入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

学 部	現 代 社 会 学 部	
学 科	環境文化学科	都市交流学科
入学定員	75名	75名

編入学定員 (3年次)	10名	10名
収容定員	320名	320名

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 21 年度入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 22 年度入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

学 部	現 代 社 会 学 部	
学 科	環境文化学科	都市交流学科
入学定員	55名	55名
編入学定員 (3年次)	10名	10名
収容定員	240名	240名

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 23 年度入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

学 部	現 代 社 会 学 部	
学 科	環境文化学科	都市交流学科
入学定員	55名	55名
編入学定員 (3年次)	7名	7名
収容定員	234名	234名

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 24 年度入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

学 部	現 代 社 会 学 部	
学 科	環境文化学科	都市交流学科

入学定員	55名	55名
編入学定員 (3年次)	5名	5名
収容定員	230名	230名

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 25 年度入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 27 年度入学生及び転入学生から適用し、平成 27 年 3 月 31 日現在在籍する学生については、従前の学則とする。
- 3 第 40 条の 2 は、平成 27 年度転入学生にのみ適用する。
- 4 平成 27 年度の観光文化学科の第 2 年次から第 4 年次の定員は次の通りとする。
第 2 年次：140 名 第 3 年次：160 名 第 4 年次：140 名

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 28 年度入学生から適用し、平成 28 年 3 月 31 日現在在籍する学生については、従前の学則とする。
- 3 平成 28 年度の観光文化学科の第 3 年次と第 4 年次の定数は次の通りとする。
第 3 年次：140 名 第 4 年次：160 名

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 29 年度入学生から適用し、平成 29 年 3 月 31 日現在在籍する学生については、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 30 年度入学生から適用し、平成 30 年 3 月 31 日現在在籍する学生については、従前の学則とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。